

基礎研 レター

インドの生命保険市場(3)

—責任準備金やソルベンシー等の財務面の監督規制は
どのようになっているのか—

取締役 保険研究部 研究理事 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

これまでのレターで、インドの生命保険市場の一般的な状況、昨今のインドにおける保険監督規制を巡る状況、生命保険普及に向けたインド政府の各種の施策等について、報告してきた。

今回のレターでは、責任準備金やソルベンシー等の財務面の監督規制について、その現状及び昨今の改正の動きについて報告する¹。

2—責任準備金規制

責任準備金に関する事項については、保険法に加えて、監督当局である IRDAI(Insurance Regulatory and Development Authority of India)²が設定している規則「IRDA (Assets Liabilities and Solvency Margin of Insurers) Regulations, 2000」等に規定されている。

1 | 保険法の規定

責任準備金を含む負債の評価に関しては、保険法の第 64V 条に規定されている。

第 2 項の規定により、保険会社は、規則に特定された方式で、全ての負債に対して、適当な価額を付与しなければならない。ただし、保険法の中では、具体的な責任準備金の積立基準等は規定されていない。

2 | 規則の規定

生命保険会社の場合、規則「IRDA (Assets Liabilities and Solvency Margin of Insurers) Regulations, 2000」の付則 II - A において、概略、以下のように規定されている。

1. 責任準備金（数理的準備金：Mathematical Reserves）の決定方法

¹ 今回のレターに関しては、以下の Web サイトからの情報等に基づいて、作成している。

インド保険監督当局（IRDAI）の Web サイト <https://www.irda.gov.in/Defaulthome.aspx?page=H1>

インド・アクチュアリー会（IAI）の Web サイト <http://www.actuariesindia.org/index.aspx>

² 以前は、略語として「IRDA」が使用されていたが、現在は「IRDAI」が使用されている。

- (1)責任準備金は、将来法によって、契約毎に算出しなければならない。
- (2)評価方法は、契約条件によって決定される（保険契約者による）保険料や（保険契約者や保険金受取人に対する）保険給付の、全ての将来の不確実性を考慮しなければならない。給付水準は、（もしあれば、最終配当を含む配当に関する）契約者の合理的な期待と、給付支払いに関する保険会社の確立された実務を考慮しなければならない。
- (3)評価方法は、保険契約者が行使可能なオプションのコストを考慮しなければならない。
- (4)負債の金額の決定に当たっては、全ての関連するパラメータは、慎重な前提に基づいていなければならない。各パラメータの値は、保険会社の想定経験値に基づき、責任準備金の増加につながる逆偏差への適切なマージン（MAD：Margin for Adverse Deviation）を含まなければならない。
- (5)（決算期末の評価目的では）負債の責任準備金はゼロとし、責任準備金は解約価格以上としなければならない。
- (6)評価方法は、営業保険料式（Gross Premium Method）による。
- (7)アポイントド・アクチュアリーの見解に基づいて、過去法等による概算方式が使用される場合には、少なくとも営業保険料式の金額以上でなければならない。
- (8)評価方法や評価用のパラメータの前提（の設定）は、継続性を有していなければならない。
- (9)責任準備金の金額の決定に当たっては、負債に対応する資産の性質や期間を考慮し、資産価格の将来の変化に対する慎重な備えを含んでいなければならない。

2. 契約のオプション

契約転換や無選択増額、満期時の年金料率保証等のビルト・インされたオプションが提供されている場合には、それらのオプションのコストが反映されなければならない。

3. 評価用のパラメータ

- (1)責任準備金評価用のパラメータ値の決定に当たっては、アポイントド・アクチュアリーは、以下の点を考慮しなければならない。
 - (a)パラメータ値は、保険会社の経験調査に基づいていなければならない。もし信頼性のある経験調査が入手できない場合には、可能で適切であれば、業界調査に基づくことができる。いずれも入手できない場合、保険料設定に使用したものに基づくことになる。想定水準を設定する上では、経験における悪化の可能性を考慮しなければならない。
 - (b)想定水準は、逆偏差への適切なマージン（MAD）によって、調整されなければならない。MADは、インド・アクチュアリー会によって発行されたガイダンス・ノートに基づき、IRDAIの同意を得ていなければならない。
 - (c)様々なパラメータに使用される値は、整合的でなければならない。
- (2)死亡率については、会社の経験に基づいているのでなければ、公表生命表（published table）を参考にしたものでなければならない。公表生命表は、インド・アクチュアリー会によって作成され、IRDAIの承認の下で、保険業界が入手可能となる。公表生命表を参考にした死亡率は、公表生命表の死亡率の100%以上でなければならない。もし、アポイントド・アクチュアリーがより低い死亡率を正当化できるのであれば、公表生命表の死亡率の100%未満としてもよい。

- (3) **罹患率**についても、死亡率と同様に規定されている。
- (4) **契約維持費用**については、保険会社によって、固定費と変動費に区分して、分析された方法によっていなければならない。変動費は、保険金額・保険料・給付額に関係していなければならない。固定費は、保険金額・保険料・給付額・契約数に関係してよい。全ての事業費は、責任準備金評価利率と整合的なインフレ率で、将来にわたって増加させなければならない。
- (5) アポインテッド・アクチュアリーが使用する**責任準備金評価利率**については、以下の通り。
- (a) 生命保険契約ブロックに帰する既存資産から得られる利回りと将来に投資する金額から得られることが期待される利回りの慎重な評価によって決定される利率を超えてはならない。このような評価においては、以下の点を考慮しなければならない。
- (i) 負債に対応する資産の構成、手持ちの投資資産からの想定キャッシュ・フロー、評価対象の契約ブロックからのキャッシュ・フロー、想定される将来の投資条件及び将来のネット・キャッシュ・フローを取り扱う上で採用される再投資・投資回収戦略
 - (ii) 投資収益の投資や元本償還に関するリスク
 - (iii) 保険会社の投資運用に関する経費
- (b) 特別に分類された契約に関してのキャッシュ・フローの現在価値の計算においては、当該契約のために保持される資産から得られる利回りを超えてはならない。
- (c) 無配当契約については、将来の金利低下リスクを認識しなければならない。
- (d) 有配当契約については、責任準備金評価に使用される将来の配当水準が責任準備金評価利率に整合的なものであるという（将来の投資条件に関する）前提に基づいていなければならない。
- (e) 一時払契約については、リスクフリー・レートの変化の影響を考慮しなければならない。
- (6) **その他のパラメータ**が、契約のタイプによっては使用されるかもしれない。そのようなパラメータを設定する場合には、この付則で述べられた点が考慮されなければならない。

このように、インドの責任準備金評価は、プリンシプル・ベースで規定されており、ロック・フリー方式で行われている。例えば、責任準備金の評価利率も一定の水準が法定等されているわけではなく、毎期末に、各社のアポインテッド・アクチュアリーが、市場金利等も参考にしながら、決定している。

(参考)インドの生命表

インドでは、「標準生命表(Standard Mortality Table)³」と称される生命表が存在し、2013年4月1日からは、「Indian Assured Lives Mortality(2006-2008) Ult.」と呼ばれるものが、これに該当している。これは、インド・アクチュアリー会によって、保険会社の経験データに基づいて作成された⁴。これが、上記の規則「IRDA (Assets Liabilities and Solvency Margin of Insurers)

³ 責任準備金評価において、日本の場合には、基本的には標準生命表が使用されているが、インドの場合には、標準生命表に対して割増等の調整を行った数値が使用されている。その意味では、インドの標準生命表は、「(最低) 基準生命表」的な性格がより強くなっている。

⁴ それまでは、「Indian Assured Lives Mortality (1994-96) (Modified) Ult.」と呼ばれる生命表を使用していた。この生命表は、国営の生命保険会社である LIC (Life Insurance Corporation of India) のみの経験に基づくものであったが、新しい生命表は複数の生命保険会社の経験に基づいている。

Regulations,2000」において規定されている「保険会社の経験調査」(2—2 | 3(1)(a))に基づくものとして、公表される。これを IRDAI が承認することで、標準生命表(規則が規定する「公表生命表(published table)」)としての位置付けが与えられることになる。

この生命表は、男女同一であり、保険料率設定や責任準備金評価における標準的な生命表として、使用される。(規則に規定されているように)アポイントド・アクチュアリーは、保険料率設定や責任準備金評価において、この標準生命表に修正や調整を行う場合には、その適切さの正当性を示さなければならない⁵。

インドの生命表(Indian Assured Lives Mortality(2006-2008) Ult.)
— 日本との比較 — (単位: %)

年齢	インド (男女同一)	日本	
		男性	女性
20歳	0.888	0.84	0.31
30歳	1.056	0.86	0.49
40歳	1.803	1.48	0.98
50歳	4.946	3.65	2.16
60歳	11.534	8.34	3.79

(※)年齢は保険年齢、日本は標準生命表2007

3—ソルベンシー規制

ソルベンシーに関する事項については、保険法、規則「IRDA(Assets, Liabilities, and Solvency Margin of Insurers) Regulations, 2000」及び「IRDA(Actuarial Report and Abstract) Regulations, 2000」等に規定されている。

1 | 保険法の規定

ソルベンシーに関しては、保険法の第 64VA 条に規定されている⁶。

その規定内容の概要は、以下の通りである。

第 1 項の規定により、保険会社は、常に、第 6 条に規定された最低資本(minimum capital)の額の 50% 以上で、規則に規定された方法で決定される、負債を超える資産の額を維持しなければならない。ここに、最低資本の額は、生命・損害・医療保険会社の場合、払込済資本金で 10 億ルピー、再保険専門会社の場合、20 億ルピーとなっている。また、「規則に規定された方法で決定される」額は、2 | で述べる「RSM (Required Solvency Margin: 必要ソルベンシー・マージン)」の 100%を指している(と、考えられている)。

第 2 項の規定により、このソルベンシー基準を満たせない保険会社は、インソルベント(支払い不能)と見なされ、IRDAI の申請により、裁判所によって清算させられるかもしれない。

第 3 項の規定により、IRDAI は、規則によって「管理レベル(control level)」として知られる特定の水準を設定する。

第 4 項の規定により、保険会社がこの管理レベルの水準に不足する場合には、IRDAI によって発行される

⁵ 実際の保険料率設定や責任準備金評価に使用される死亡率は、「Indian Assured Lives Mortality(2006-2008) Ult.」の数値がそのまま使用されているわけではなく、各社の実際の経験死亡率等を踏まえて、この生命表の死亡率に商品毎に異なる割増率等の調整を行って設定されている。例えば、LIC の 2014 年度末の責任準備金評価において、生命保険商品に対しては、35%の割増しを行った数値が採用されている。

⁶ 第 64VA 条は、2015 年 3 月の保険法の改正により、規定の改正が行われており、現在これに伴い必要となる規則の改正等(例えば、第 3 項の「管理レベル」に関する規則の設定)が進められている。

指令によって、会社は、6ヶ月を超えない一定期間以内に不足を回復するための行動計画を示した財務計画を、IRDAIに提出しなければならない。

第5項の規定により、IRDAIは、提出された財務計画が適当でないと考えられる場合には、修正を提案し、さらに必要な場合には、新契約取引に関する指示や管理人の任命を含む命令を与えなければならない。

2 | 規則の規定

規則「IRDA (Assets, Liabilities, and Solvency Margin of Insurers) Regulations, 2000」は、「ASM (Available Solvency Margin: 利用可能ソルベンシー・マージン)」、「RSM (Required Solvency Margin: 必要ソルベンシー・マージン)」及び「ソルベンシー比率(=ASM/RSM)」について規定している。

ただし、具体的なRSM等の算出については、規則「IRDA (Actuarial Report and Abstract) Regulations, 2000」に委ねられている。これによると、RSMについては、概略、以下の通りとなっている。

<RSMの算出>

RSMは、商品毎に、以下の算式で算出された値を合計したものとして算出される。

責任準備金(出再前) × K1 × 第1ファクター + 危険保険金額 (Sum at risk) × K2 × 第2ファクター
ここで、

$$K1 = \text{MAX}(0.85, \text{責任準備金(出再後)} / \text{責任準備金(出再前)})$$

$$K2 = \text{MAX}(0.5, \text{危険保険金(出再後)} / \text{危険保険金(出再前)})$$

第1ファクターと第2ファクターは、個人保険と団体保険、リンク型とノン・リンク型、保証の有無、保険料保証期間、生命保険・年金・医療保険等の保険種類毎等によって異なっている。さらには、2000年の規則制定以後に改訂も行われている。2008年12月の通達によれば、例えば、現在の契約について、以下の通りとなっている⁷。

保険種類等		第1ファクター	第2ファクター
ノン・リンク 保険商品	個人生命保険(定期保険)	3%	0.1%
	個人生命保険(定期保険以外)	3%	0.3%
	個人医療保険	3%	0.0%
	団体生命保険(保険料保証期間1年以下)	1%	0.1%
	団体生命保険(保険料保証期間1年超)	1%	0.1%
リンク 保険商品	リンク保険商品・生命保険(保証付)	1.8%	0.2%
	リンク保険商品・生命保険(保証無し)	0.8%	0.2%

3 | 監督当局による管理・介入

IRDAIは、全ての保険会社は、少なくともRSMの150%を保持しなければならない、としている⁸。

これは、責任準備金やRSMは、典型的に保険リスクをカバーしているが、他のリスク(オペレーショナル・リスクや経営層のクオリティ等)はカバーしていないため、RSMの50%で表される追加のマージンを要求している等と説明されている。この背景には、欧州のソルベンシーIに準じる形で算出されている現在のRSMが十分にリスクをカバーしていない、との問題意識がある。

ソルベンシー比率が、この水準を下回った場合には、保険会社は、是正措置の詳細を含む財務計画の提

⁷ 規則では、資産に比例する第3ファクターも規定されているが、現在はこの部分は0(ゼロ)にセットされている。

⁸ ソルベンシーに関する数値は、四半期毎に公表される。

出及び、必要に応じて、商品改定や新契約販売の制限、投資戦略の見直し等の対応を求められることになる。さらに、ソルベンシー比率が低下した場合には、IRDAI の判断により、株主配当の禁止や経営層の刷新等の対応も求められてくることになる。

4 | ソルベンシー規制見直しの動き

IRDAI は、現在の「ファクター・ベース(factor-based)」のソルベンシー規制を、EU のソルベンシー II を参考にしつつ、「リスク・ベース(risk-based)」のソルベンシー規制に変更することを検討してきている。これまで、例えば、保険会社への負債投資に対して、リスク・チャージを課すことで、保険会社に要求するソルベンシー比率の水準を 150% から 145% に引き下げることを提案してきていた。

最近では、以下の 4—1 | で紹介する委員会の報告書により、新たに保険法が規定した「管理レベル(control level)」の水準について、(a) 現行の基準による RSM の 150% の基準と、(b) 新たな、経済又はリスク・ベース(Economic or Risk Based)ソルベンシー比率による最低水準、のいずれか大きい額、とする「ツイーン・ピーク・アプローチ(Twin Peak Approach)」を採用することが提案されている。

4—1 保険法の改正に伴う規則等の改正(財務関係)

前回のレターにおいて、2015 年 3 月の新たな改正保険法「The Insurance Laws(Amendment) Act 2015」の成立に伴い、監督当局が既存の規則やガイドラインの見直し等を行ってきていることを述べた。今なお、いくつかの見直し等のための ED(Exposure Draft: 公開草案)等も公表されてきており、その中のいくつかの例を紹介した。

ここでは、新たに財務関係の規制改正の動きを紹介する。⁹

1 | 全体の大きな改正の動き

IRDAI は、既存の規制、特に生命保険事業の保険数理評価やその監督報告要件に関する事項についての再検討を行うために、2015 年 7 月 22 日に、保険業界と IRDAI のメンバーからなる委員会を設立した。この委員会は、以下の規則等のレビューを行い、適切な改正を勧告することが求められた。

- ① IRDA(Assets Liabilities and Solvency Margin of Insurers) Regulations, 2000
- ② IRDA(Actuarial Report and Abstract) Regulations, 2000
- ③ IRSA(Life Reinsurance) Regulations, 2013
- ④ Appointed Actuary Regulations for Life Insurance
- ⑤ Appointed Actuary's Annual Report
- ⑥ この関係で対応することが必要と委員会を感じるその他の事項

これを受けて、検討が行われ、9 月 30 日に、①、②、⑤をカバーする第1弾の報告書「REVIEW OF REGULATIONS—LIFE INSURANCE Part1」¹⁰が公表された。

これによれば、例えば、以下のような項目が勧告されている。

⁹ ED の内容自体も短期間で見直しが行われたりしているので、あくまでも、現時点ではこのような形での見直しが検討されている、ということで紹介しておく。

¹⁰ 損害保険についても、同日に、同様の報告書が公表されている。

- (a) 3—4 | で述べた「リスク・ベース(risk-based)」のソルベンシー規制の一部導入
- (b) 商品特性に応じた責任準備金評価方式の導入
- (c) アポインテッド・アクチュアリー年次報告書(Appointed Actuary's Annual Report)¹¹を単なる事実や数値を並べる報告書から、より専門的で定性的な調査等に基づく報告書へと再構築
まずは、この第1弾の報告書に対する関係者の意見等を踏まえて、今後各種の見直しが進められていくことになる。なお、③と④についても、第2弾の報告書がまとめられていくことになっている。

2 | 「IRDAI(Assets Liabilities and Solvency Margin of Insurers) Regulations, 2015」のED

標記の規則に対して、生命保険事業に関して、大きくは以下の3点の改正提案がなされている¹²。なお、この改正は2016年4月1日から発効することが想定されている。

- ① ソルベンシー・マージンの「管理レベル(control level)」に関する規定の導入
(これは、保険法の改正で、法第64VA条第3項に管理レベルの規定が導入されたことに伴うもの)
- ② 新たな準備金の導入
(責任準備金評価のための前提が保険会社の現在の経験事業費を反映していない場合に、追加の事業費準備金を積立)
- ③ ソルベンシー・マージンの算出上における一定の種類資本の認容
(優先株と劣後債が対象)

5—まとめ

前回までのレターで、インドの生命保険市場が、大きな潜在力を有し、今後さらなる成長が期待できる市場であること、IRDAIが市場の変化に対応して、幅広い分野で保険監督規制の見直し等を行ってきていることを述べた。今回は、責任準備金やソルベンシー等の財務面の監督規制について、その現状及び昨今の改正の動きについて述べた。

IRDAIは、健全性に関する規制等に関して、国際的な監督規制やEUのソルベンシーIIの動向、保険契約に関する国際会計基準設定の動き等を見据えながら、リスクにより適切に対応した規制への変更を検討してきている。インドにおけるこのような動きは、日本における今後の財務面の監督規制の見直しを考えていく上においても、参考になるものがあると考えられる。

次回のレターでは、こうした生命保険会社の財務の健全性に関する規制において、重要な役割を果たしているアポインテッド・アクチュアリー(Appointed Actuary)の制度について、報告する。

以上

¹¹ この内容については、次回のレターで報告する。

¹² こうした改正内容は、2012年に行われたIMF(国際通貨基金)によるFSAP(金融セクター評価プログラム)において受けた指摘を踏まえたものとなっている。